

オーストリアにおけるデジタルコンテンツ指令及び 物品売買指令の国内法化

古 谷 貴 之

要 旨

2019年5月20日、欧州連合（EU）において、「デジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給の一定の契約上の側面に関する欧州議会及び理事会指令（2019/770/EU）」及び「物品の売買契約の一定の側面に関する指令（2019/771/EU）」が成立した。両指令は、2021年7月末日までにEU加盟国で国内法化され、2022年1月1日以降に締結される契約に適用される。オーストリアでは、2021年7月7日に両指令の国内法化を目的とする法律（Gewährleistungsrichtlinien-Umsetzungsgesetz: GRUG）が成立し、同年9月9日に公布された（BGBl. I Nr. 175/2021）。本稿では、主にGRUGの中で新たに制定された消費者保証法（Verbrauchergewährleistungsgesetz: VGG）に焦点を当てて検討を行い、VGGの意義と特徴を明らかにした。

キーワード：欧州連合、デジタルコンテンツ指令、物品売買指令、オーストリア、保証指令実施法

1 はじめに

2019年5月20日、欧州連合（EU）において、「デジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給の一定の契約上の側面に関する欧州議会及び理事会指令（2019/770/EU）」（以下、「デジタルコンテンツ指令」又は「DIRL [Digitale-Inhalte-Richtlinie]」と表記する）、並びに、「物品の売買契約の一定の側面に関する指令（2019/771/EU）」（以下、「物品売買指令」又はWKRL [Warenkaufrichtlinie]と表記する）が成立した。デジタルコンテンツ指令の目的は、事業者と消費者の間で締結される「デジタルコンテンツ又はデジタルサービスの供給契約」について一定の共通の要件を定めることにより、高水準の消費者保護を確保しつつ、域内市場の適切な機能に寄与することにある（DIRL第1条）。また、物品売買指令の目的は、売主と消費者との間で締結される「物品の売買契約」について一定の共通の要件を定めることにより、高水準の消費者保護を確保しつつ、域内市場の適切な機能に寄与することにある（WKRL第1条）。

両指令は、2021年7月末日までにEU加盟国で国内法化され、2022年1月1日以降に締結されるデジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給契約、並びに、物品の売買契約に適用される（DIRL第24条及びWKRL第24条）。両指令の成立以降、今日まで、EU加盟国における指令の国内法化の動向に注目が集まっていた。

そうした中、オーストリアでは、2021年7月7日に両指令の国内法化を目的とする新たな法

律（保証指令実施法（Gewährleistungsrichtlinien-Umsetzungsgesetz: GRUG）が成立した。EU加盟国において両指令の国内法化は多様な形で実施されているが、オーストリア法はGRUGの中で「消費者保証法」（以下、「VGG [Verbrauchergewährleistungsgesetz]」とも表記する）という新たな法律を制定し、ここに両指令の準則を取り込んだ。また、これとともに、オーストリア民法（以下、「AGBG [Das Allgemeine bürgerliche Gesetzbuch]」とも表記する）及び消費者保護法（以下、「KSchG [Konsumentenschutzgesetz]」とも表記する）の関連規定の修正が行われた。

本稿は、オーストリアにおける指令の国内法化に焦点を当て、特に消費者保証法（VGG）を中心に検討を行うことを目的とする。この検討を通じて、同法の意義と特徴を明らかにすることを試みたい¹⁾。

2 オーストリアにおける国内法化

(1) デジタル社会における2つの指令の意義

2019年5月に成立したデジタルコンテンツ指令(2019/770/EU)及び物品売買指令(2019/771/EU)は、事業者から消費者に提供されるデジタルコンテンツ若しくはデジタルサービス又は物品について契約不適合がある場合に、消費者が事業者に対して行使できる救済手段を定める。これまでデジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給契約について売主の担保責任及び消費者の救済を定めるEUの準則は存しなかった。このような背景のもとで、デジタルコンテンツ指令(2019/770/EU)において初めてデジタルコンテンツ又はデジタルサービスの不供給又は契約不適合給付に関する統一的な準則が定められたことの意義は大きい。また、物品売買指令(2019/771/EU)に関しても、社会・経済のデジタル化が進展する中でデジタル要素を備えた物品(IoT製品など)の取引の重要性がますます高まっていることを的確に捉えて、1999年5月25日に制定された消費動産売買指令(1999/44/EC)を廃止した上でEU消費者売買法のアップデートを図ったものとして重要な意義を有する。

両指令とも、いわゆる「完全平準化指令」としての性格をもつ。すなわち、EU加盟国は、原則として、この2つの指令の準則と異なる内容の規定を国内法において維持し又は導入することができない(DIRL第4条及びWKRL第4条)。しかし、どのような法形式で両指令を国内法化するのかは、加盟国の裁量に委ねられる。例えば、ドイツのように、両指令を自国の民法典の中で国内法化する例がある。これに対し、オーストリアでは、基本的に、消費者保証法(VGG)という特別法典を制定することによって指令の国内法化が図られた。

(2) 消費者保証法(VGG)

オーストリアでは、2021年7月7日の「保証指令実施法」(GRUG)の成立により、デジタル

コンテンツ指令（2019/770/EU）及び物品売買指令（2019/771/EU）が国内法化された。この実施法によって、VGG（消費者保証法）という名称の新たな法律が制定され、ここに両指令の準則が包括的に取り込まれた。

（3）一般民法典（ABGB）及び消費者保護法（KSchG）の改正

オーストリアにおける国内法化に際しては、消費者保証法（VGG）の制定に加えて、一般民法典（ABGB）及び消費者保護法（KSchG）の改正も行われた。一般民法典（ABGB）では、契約不適合の場合の「解除（Wandlung）」という伝統的な概念が「契約の解消（Vertragsauflösung）」という概念に置き換えられ、また、修補及び交換の際の費用負担に関する規定が追加されるなど、買主の救済について実質的な変更が行われた。また、消費者保証法（VGG）の適用範囲に含まれない「事業者間契約」におけるデジタルコンテンツ供給契約を規律するために、一般民法典（ABGB）に消費者保証法（VGG）と同様の規定が追加された。さらに、消費者保護法（KSchG）においても、消費者保証法（VGG）の制定に伴い、関連規定の修正が行われた。

3 消費者保証法（VGG）の検討

以下では、主に消費者保証法（VGG）の規定を中心に検討を行う。VGG 第1条から同第31条までの規定について、立法資料を参照しつつ、当該規定の趣旨及び内容を明らかにすることを試みる。

（1）第1章（総則）

a) 適用範囲

第1条（適用範囲）

第1項 この連邦法は、事業者と消費者（消費者保護法第1条）との間で締結される次の各号のいずれかに掲げる契約に適用する。

第1号 物品 — 有形の動産 — （製造物を含む。）の売買

第2号 デジタル給付の供給

a) 支払と引き換えに供給される場合、又は

b) 消費者の個人データの提供と引き換えに供給される場合；ただし、事業者が専らデジタルサービスを提供し、又は法的要件を遵守するためにこれを処理するときは、この限りでない。

第2項 この連邦法は、次の各号に掲げる契約には適用しない。

第1号 生きている動物の売買

第2号 デジタルサービス以外のサービス（事業者が、デジタルサービスの結果を生成し、又は消費者にそれを引き渡し、若しくは送信するために、デジタル形式又はデジタル手段を使用する場合を含む。）

第3号 EU 電子通信コード指令（EU）2018/1972（ABl. Nr. L 321 vom 17.12.2018 S. 36）第2条第4号の意味での電子通信サービス（ただし、同指令第2条第7号の意味での番号非依存の対人電子通信サービスを除く。）

第4号 国境を越えたヘルスケアにおける患者の権利行使に関する指令 2011/24/EU 第3条（a）の意味でのヘルスケアサービス

第5号 消費者の個別の要求に応じて電子的に又は他の通信技術で提供され、かつ、金銭の投入を要するギャンブルサービス；宝くじ、カジノゲーム、ポーカーゲーム及び賭博等（一定の技量を要するゲームを含む。）

第6号 消費者への金融サービスの通信販売、並びに、理事会指令 90/619/EEG、指令 97/7/EG 及び 98/27/EG の変更に関する指令 2002/65/EG（ABl. Nr. L 271 vom 9.10.2002 S. 16）第2条（b）の意味での金融サービス

第7号 事業者が無料のオープンソースライセンスのもとで提供するソフトウェア；消費者が支払を行わず、かつ、消費者が提供する個人データが事業者によって専らソフトウェアの安全性、互換性又は相互運用性の改善のために処理される場合に限る。

第8号 デジタルシネマ上映等のパフォーマンス又はイベントの一部として信号伝送以外の方法で一般に公開される場合のデジタルコンテンツの供給

第9号 公共部門の情報の再利用に関する指令 2003/98/EG（ABl. Nr. L 345 vom 31.12.2003 S. 90）に従って公的機関によって供給されるデジタルコンテンツ

第10号 強制執行その他の裁判所の措置に基づいて売却される物品

第3項 第7条は、事業者間で締結される第1項に基づく契約にも適用する。

VGG 第1条は、消費者保証法（VGG）の適用範囲を定める。

同条第1項第1号により、消費者保証法（VGG）は、事業者・消費者間の物品の売買契約に適用される。また、第2号により、この法律は、事業者・消費者間のデジタル給付の供給契約に適用される。「デジタル給付（Die digitale Leistungen）」とは、「デジタルコンテンツ及びデジタルサービス」をいう（VGG 第2条第1号を参照）。「デジタル給付」の供給については、代金の支払がされる場合のほか、消費者の「個人データ」が提供される場合にも、この法律の適用がある（第1項第2号b））。

消費者の個人データの提供と引き換えにデジタル給付が供給される場合には、EU 一般データ保護規則（GDPR）との関係が問題となる。この点、消費者保証法（VGG）は、個人データの

保護に関して、GDPRの適用を妨げないとされる²⁾。したがって、GDPR第6条第1項(a)「データ処理に関する同意」、「消去権」、「データポータビリティの権利」及び「同意を撤回する権利」など、GDPRの規定が消費者保証法(VGG)の規定にかかわらず適用される。なお、「消費者の同意の撤回」がある場合に、当該デジタル給付の供給契約にいかなる影響が及ぶかが1つの問題となる。デジタルコンテンツ指令は、これに関する取扱いを加盟各国の法に委ねている。例えば、ドイツ法では、「デジタル製品(Das digitale Produkt)」(消費者保証法(VGG)の「デジタル給付」と同様の概念)の継続的供給契約について、必要に応じ、事業者特別な解約権を与える規定を置いている³⁾(BGB新第327q条第2項)。これに対し、消費者保証法(VGG)は、事業者の特別な解約権という形での法律上の規定を置いていない⁴⁾。

第2項は、消費者保証法(VGG)の適用範囲に含まれない契約類型を列挙する。すなわち、「生きている動物の売買」(第1号)、「デジタルサービス以外のサービス」(第2号)、「電子通信サービス(ただし、番号非依存の対人電子通信サービスを除く。)」(第3号)、「ヘルスケアサービス」(第4号)、「ギャンブルサービス」(第5号)、「消費者への金融サービスの通信販売及び金融サービス」(第6号)、「無料のオープンソースライセンスのもとで提供するソフトウェア」(第7号)、「パフォーマンス又はイベントの一部として信号伝送以外の方法で一般に公開されるデジタルコンテンツの供給」(第8号)、「公共部門の情報の再利用に関する指令2003/98/EGに従って公的機関によって供給されるデジタルコンテンツ」(第9号)、並びに、「強制執行その他の裁判所の措置に基づいて売却される物品」(第10号)について、消費者保証法(VGG)は適用されない⁵⁾。

第3項は、第7条(更新義務)の規定が事業者間契約にも適用されることを明らかにする。

b) 定義規定

第2条(定義規定)

この連邦法は、次の各号に掲げる用語を示す。

第1号 「デジタル給付」とは、デジタルコンテンツ又はデジタルサービスをいう。

第2号 「デジタルコンテンツ」とは、デジタル形式で作成及び供給されるデータ(消費者の指示に従って開発されたものを含む。)をいう。

第3号 「デジタルサービス」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a) 消費者がデジタル形式で作成、処理、保存し、又はデジタル形式でデータにアクセスすることができるサービス

b) 消費者又は他のユーザーによってデジタル形式でアップロード又は作成されたデータの共同使用又はこのデータを利用した他のやり取りを可能にするサービス

いずれも消費者の指示に従って開発されたサービスを含む。

第4号「デジタル要素を備えた物品」とは、それに含まれる、又はそれに接続されたデジタル給付がなければその機能を実行することができない有形の動産をいう。

第5号「互換性」とは、物品、ハードウェア又はソフトウェアを変更し、又はデジタル給付を変換することなく、同種の物品又はデジタル給付が通常使用されるハードウェア又はソフトウェアで機能する物品又はデジタル給付の性能をいう。

第6号「機能性」とは、物品又はデジタル給付がその目的に応じてその機能を実行する性能をいう。

第7号「相互運用性」とは、同種の物品又はデジタル給付が通常使用されるハードウェア又はソフトウェア以外のハードウェア又はソフトウェアで機能する物品又はデジタル給付の性能をいう。

第8号「デジタル環境」とは、消費者がデジタル給付のアクセス又は利用のために用いる、あらゆる種類のハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク接続をいう。

第9号「統合」とは、デジタル給付が契約に従って使用できるようにするために、デジタル給付を消費者のデジタル環境のコンポーネントに接続し、かつ、これに結合することをいう。

第10号「耐久性のあるデータ記録媒体」とは、消費者又は事業者が、個人宛の情報をその情報の目的に適した期間表示するために保存し、かつ、その保存した情報を変更なく復元することを可能にする媒体をいう。

第11号「耐久性」とは、通常の使用をする際にその必要な機能及びその給付を保持する物品の性能をいう。

第12号「個人データ」とは、個人データの処理の場合の自然人の保護、自由なデータの移動に関する、及び指令 95/46/EG の廃止に関する規則 (EU) 2016/679 (Abl. Nr. L 119 vom 4.5.2016 S. 1) 第4条第1号の意味での個人データをいう。

VGG 第2条は、消費者保証法 (VGG) において使用される中心的な用語を定義する⁶⁾。

c) 強行法規

第3条 (強行法規)

消費者の不利にこの連邦法の規定から逸脱する合意は、無効とする；ただし、消費者が事業者者に瑕疵を通知した後にその合意が締結されるときは、この限りでない。

VGG 第3条は、消費者保証法 (VGG) の強行法規性を示している。同条は、DIDL 第22条及び WKRL 第21条の規定を国内法に転換するものである。

この規定により、消費者の不利にこの法律の規定から逸脱する合意は、原則として、無効となる。ただし、例外的に、消費者が事業者に瑕疵を通知した後に消費者保護法の規定から逸脱する消費者に不利な合意が締結されるときは、この限りでない⁷⁾。

d) 事業者の保証義務

第4条（事業者の保証義務）

事業者は、その引き渡す物品又はその供給するデジタル給付が契約に適合すること、つまり瑕疵がないことを保証するものとする。これによって、事業者は、その提供する給付が契約上合意された性質（第5条）又は客観的に要求される性質（第6条）を有すること、該当する場合には第7条に基づく更新義務を履行すること、及び、第8条の場合には組立、インストール又は統合が適切に実行されることについて責任を負う。

VGG 第4条は、事業者及び売主の契約適合的な給付義務について定めた DIDL 第6条及び WKRL 第5条の規定に相当するものである。

第4条によれば、「事業者は、その引き渡す物品又はその供給するデジタル給付が契約に適合すること」、すなわち「瑕疵がないこと」を保証しなければならない。消費者保証法（VGG）は、DIDL 及び WLRL において使用される「契約適合性（Vertragsgemäßheit）」ないし「契約不適合（Vertragswidrigkeit）」という用語ではなく、オーストリア法における伝統的な概念である「瑕疵（Mangel）」の用語を採用するが、「契約に適合すること、つまり瑕疵がないこと」という文言から、ここでの「瑕疵」とは「契約不適合」と同様の意味で捉えられることが分かる⁸⁾。なお、「瑕疵」の概念には、「物の瑕疵」と「権利の瑕疵」の両方が含まれる。したがって、特に第三者の権利による使用制限（権利の瑕疵）について定める DURL 第10条及び WKRL 第9条の規定は、国内法に転換されていない⁹⁾。

e) 契約上合意された性質

第5条（契約上合意された性質）

事業者は、物品又はデジタル給付が契約上合意された性質を有することについて責任を負う。事業者は、特に、該当する場合には、次の各号に定めることについて責任を負う。

第1号 契約における説明に適合し、又は契約から生じる種類、量、品質、機能性、互換性、相互運用性その他の主たる特性を備えること。

第2号 消費者が事業者に対し遅くとも契約締結時に知らせ、かつ、事業者が同意した、消費者が求める特定の目的に適合すること。

第3号 契約の要求に従い、付属品及び説明書（組立説明書又はインストール説明書を含む。）を備え、かつ、デジタル給付の場合にはカスタマーサービスも提供されること。

第4号 契約に定める通りに、更新されること。

VGG 第5条は、「契約適合性の主観的要件」について規定する DIRM 第7条及び WKRL 第6条の規定を国内法に転換することを目的とする。

VGG 第5条柱書によれば、事業者は、物品又はデジタル給付が「契約上合意された性質」を有することについて責任を負う。黙示の合意も含む。また、個別具体的な事情を基礎に置いた契約解釈からも「契約上の合意」が導かれる。

第1号から第4号までの規定において、事業者が主観的合意に基づいて責任を負う事項が列挙されている。

第1号により、事業者は、契約締結前の説明の内容に適合する物品又はデジタル給付を提供し、また、契約から生じる種類、量、品質、機能性、互換性、相互運用性その他の主たる特性を備えた物品を引き渡し、又はデジタル給付を供給する義務を負う。

第2号により、事業者は、消費者が追求する特定の目的に同意したときは、その内容に適合した物品を引き渡し、又はデジタル給付を供給する義務を負う。

第3号により、事業者は、契約の定めるところに従い、付属品及び説明書（組立説明書又はインストール説明書を含む）を提供する義務を負う。また、事業者は、デジタル給付の場合には、契約の定めるところに従い、カスタマーサービスも提供する義務を負う。なお、カスタマーサービスについて、条文上、事業者は、デジタル給付の場合にのみその給付を義務付けられるが¹⁰⁾、政府草案理由書によると、物品やデジタル要素を備えた物品についてカスタマーサービスが明示的に合意されていない場合であっても、事業者は、契約の解釈により、カスタマーサービスを提供する義務を負うことも十分に考えられるという¹¹⁾。

第4号により、事業者は、契約に定める通りに、更新（Aktualisierungen）を提供しなければならない。ここでいう「更新」とは、「アップデート」を意味するものと理解されている。この更新は、契約内容に応じ、デジタル給付又はデジタル要素の改善、その機能の拡張、技術開発への適合、新たなセキュリティ脅威からの保護、その他の目的のために利用される¹²⁾。事業者が合意された更新を提供しない場合、あるいは、不完全な更新を提供する場合には、当該物品又はデジタル給付について瑕疵が肯定される¹³⁾。

f) 客観的に要求される性質

第6条（客観的に要求される性質）

第1項 事業者は、物品又はデジタル給付が、契約上合意された性質に加えて、客観的に要求される性質（第2項、第3項及び第4項）を有することについて責任を負う。ただし、消費者が一定の特性と客観的に要求される性質が異なることを明確に通知された後、契約締結時にこれに明示的かつ個別に同意したときは、この限りでない。

第2項 物品又はデジタル給付は、次の各号に定めるものでなければならない。

第1号 該当する場合には、連合法及び国内の法規定、技術基準又は — 当該技術基準が存しないときは — 該当する業界固有の行動規範を考慮して、同種の物品又はデジタル給付が通常使用される目的に適合すること。

第2号 事業者が消費者に対し契約締結前に物品の見本又は物品のモデルを提供したときは、この見本又はモデルの品質及び説明に適合すること。

第3号 事業者が消費者に対し契約締結前にデジタル給付の試用版又はプレビューを提供したときは、この試用版又はプレビューの品質及び説明に適合すること。

第4号 該当する場合には、消費者が受け取ることを合理的に期待できる付属品（包装、組立説明書又はインストール手順書、その他の説明書を含む。）を備えること。

第5号 同種の物品又はデジタル給付につき普通であり、かつ、消費者がその種類の物品又はデジタル給付に基づいて、また、事業者若しくはその前主又はこれらの者の委託を受けた者が、特に広告又はラベルで与えた公の表示を考慮して、合理的に期待できる量、品質、耐久性、機能性、互換性、アクセス可能性、継続性、安全性、その他の特性を備えること。

第3項 公の表示（第2項第5号）は、事業者が次の各号のいずれかに該当することを証明したときは、考慮されない。

第1号 事業者が公の表示を知らず、かつ、合理的にみて知ることができなかったこと。

第2号 公の表示が契約締結までにこれが与えられたのと同じ方法で、又はこれと同等の方法で訂正されたこと。

第3号 公の表示が物品又はデジタル給付の購入に関する決定に影響を及ぼし得なかったこと。

第4項 デジタル給付の場合には、別段の合意がない限り、契約締結時に利用可能な最新のバージョンが供給されなければならない；この合意について、第1項第2文に定める有効要件は適用しない。

VGG 第6条は、「契約適合性の客観的要件」を定める DIRL 第8条第1項、第5項及び第6項並びに WKRL 第7条第1項、第2項及び第5項の規定を国内法に転換することを目的とする¹⁴⁾。

第1項により、事業者は、原則として、物品又はデジタル給付が、契約上合意された性質に

加えて、客観的に要求される性質（第2項、第3項及び第4項）を有することについて責任を負う¹⁵⁾。ただし、例外的に、①消費者が客観的に要求される性質が特定の性質と異なることを明確に通知され、かつ、②消費者が契約締結時にこれに明示的かつ個別に同意したときは、この限りでないとされている（第1項第2文）。

第2項は、物品及びデジタル給付に瑕疵がないと評価される上で満たさなければならない契約適合性の客観的要件を定める。すなわち、契約適合性は、「通常の使用」への適合性（第1号）、見本又はモデルへの適合性（第2号）、試用版又はプレビューへの適合性（第3号）、消費者が受け取れることを合理的に期待できる付属品の提供の有無（第4号）、及び、公の表示への適合性（第5号）に基づいて判断される。

第3項は、第2項第5号に定める「公の表示」が例外的に考慮されない場合について規定する。すなわち、事業者が公の表示を知らず、かつ、合理的にみて知ることができなかった場合（第1号）、公の表示が契約締結までにこれが与えられたのと同じ方法で、若しくはこれと同等の方法で訂正された場合（第2号）、又は公の表示が消費者の購入決定に影響を及ぼし得なかった場合には、事業者は、広告又はラベルに示された「公の表示」について責任を負わない。

第4項は、デジタル給付については、別段の合意がない限り、契約締結時に利用可能な最新のバージョンが供給されなければならないことを定める。ここで、第4項は、第1項第2文の規定を準用していない。したがって、契約当事者は、上記①及び②の厳格な要件を満たすことなく、旧バージョンでデジタル給付を提供する等の合意を行うことができる¹⁶⁾。

g) 更新義務

第7条（更新義務）

第1項 事業者は、デジタル要素を備えた物品又はデジタル給付について、— 事前の通知後に — 第2項に定める期間中に物品又はデジタル給付が引き続き契約に適合するために必要な更新を提供する義務を負う。ただし、消費者が更新義務と異なることを明確に通知された後に、契約締結時にこれに明示的かつ個別に同意したときは、この限りでない。

第2項 更新義務は、次の各号に定める期間に存するものとする。

第1号 デジタル給付が契約に従い1回限り又は複数回にわたり個別に供給されるときは、消費者が物品及びそのデジタル要素、並びに、デジタル給付の種類及び目的に基づいて、かつ、諸般の事情及び契約の性質を考慮して合理的に期待できる期間

第2号 デジタル給付が契約に基づいて一定期間又は不特定の期間に継続的に供給されるときは、この供給義務の全期間とする；ただし、デジタル要素を備えた物品の場合にはその引渡後2年間とする。

第3項 事業者は、消費者が第1項に従い提供された更新を相当期間内にインストールしない場合において、次の各号のいずれにも該当する場合には、専らこの更新の欠如に起因する瑕疵について責任を負わない。

第1号 事業者が消費者に対し更新の利用可能性及びそれをインストールしない場合の結果について通知し、かつ、

第2号 消費者によるインストールの欠如又は不適切な実施が瑕疵あるインストール手順書に起因するものでないとき。

VGG 第7条は、デジタル要素を備えた物品又はデジタル給付について、契約適合性を維持するために必要な事業者の更新義務を定める¹⁷⁾。ここでは、デジタル要素を備えた物品又はデジタル給付の契約適合性を維持するために「必要な更新」(アップデート)が事業者に義務付けられる。なお、明示されていないものの、更新(アップデート)には「セキュリティ・アップデート」も含まれる¹⁸⁾。契約適合性を維持するために必要な更新が提供されない場合、又は、不十分な更新しか提供されない場合には、第7条に基づき、物品又はデジタル給付の瑕疵が肯定される。

VGG 第7条に基づく事業者の更新義務は、一般的に要求される更新であり、VGG 第5条第4号の意味で合意された更新に加えて提供されるべきものである¹⁹⁾。VGG 第7条に基づく更新と異なる内容の更新を合意するには、VGG 第6条第1項第2文と同じく、①消費者へのその旨の明確な通知、及び、②消費者の明示的かつ個別の同意という厳格な要件を満たさなければならない(VGG 第7条第1項)。

第2項は、事業者が更新義務を負う「期間」について規定する。ここでは、デジタル給付の「1回限りの供給又は複数の個別の供給」と「継続的供給」が区別される²⁰⁾。デジタル給付が契約に従い1回又は複数回にわたり個別に供給されるときは、「消費者が……合理的に期待できる期間」につき、事業者は更新を提供する義務を負う。これに対し、デジタル給付が契約に基づいて一定期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給されるときは、事業者は、この供給義務の全期間について更新を提供する義務を負う。ただし、デジタル要素を備えた物品の場合は少なくとも引渡し後2年間は事業者に更新義務が課される²¹⁾。

第3項は、事業者が消費者に更新を提供する義務のみを負うことを前提にしている。事業者から提供された更新をインストールするかどうかは、消費者の裁量に委ねられる。事業者が消費者に対し更新の利用可能性及びそれをインストールしない場合の結果について通知し(第1号)、かつ、消費者によるインストールの欠如又は不適切な実施が瑕疵あるインストール手順書によるものでないとき(第2号)は、事業者は、専らこの更新の欠如に起因する瑕疵について責任を負わない²²⁾。

なお、政府草案理由書では、更新義務の文脈において、古典的な「瑕疵」概念が拡張された点が強調されている。すなわち、改正法のもとで、事業者は、たとえ「引渡し時」に瑕疵のない給付をしたとしても、「引渡し後」に「更新」がされない場合又は不完全な更新しかされない場合には、瑕疵担保責任を負うことになる²³⁾。

h) 不適切な組立、取付け又は統合

第8条（不適切な組立、取付け又は統合）

第1項 事業者は、契約に基づいて物品の組立又は取付けの義務を負うときは、その不適切な行為によって物品に生じた瑕疵についても責任を負う。組立又は取付けが消費者によって実施されたが、事業者が提供した説明書に不備があったために不適切に実施されたときも、同様とする。事業者は、デジタル要素を備えた物品の場合には、不備のある説明書が、事業者ではなく、デジタル要素の供給者によって提供されたときも責任を負う。

第2項 事業者は、消費者のデジタル環境にデジタル給付を統合するときは、その不適切な行為によってデジタル給付に生じた瑕疵についても責任を負う。消費者が統合を実施したが、事業者の提供した説明書の不備に基づいて不適切に実施されたときも、同様とする。

第8条は、DIRL第9条及びWKRL第8条の規定を国内法に転換することを目的とする²⁴⁾。

第1項により、事業者は、契約に基づいて物品の組立又は取付けの義務を負うときは、その不適切な組立又は取付けの実施によって物品に生じた瑕疵についても責任を負う。また、事業者は、組立又は取付けが消費者によって実施されたものの、事業者が提供した説明書に不備²⁵⁾があったために不適切な実施がされた場合にも、当該物品に生じた瑕疵について責任を負う。さらに、事業者は、デジタル要素を備えた物品について、不備のある説明書が、事業者ではなく、デジタル要素の供給者によって提供された場合にも責任を負う。

第2項により、事業者は、消費者のデジタル環境にデジタル給付を統合するときは、その不適切な統合によってデジタル給付に生じた瑕疵について責任を負う。また、事業者は、消費者が統合を実施したものの、事業者の提供した説明書の不備に基づいて不適切な実施がされた場合にも、デジタル給付に生じた瑕疵について責任を負う。

第1項第1文では、事業者が組立又は取付けに関する「契約上の義務」を負うことが明らかにされている。政府草案理由書によれば、このような義務は必ずしも明示的に合意される必要はなく、契約の解釈からも生じるとされる²⁶⁾。他方で、第2項第1文では、「契約に基づいて」の文言は、明示されていない。これは、物品売買における組立や取付けの場合と異なり、デジタル給付の消費者のハードウェア・ソフトウェア環境への統合は、デジタル給付の技術的な複雑性に鑑み、通常は事業者が行うべき事柄であることを考慮したものであると説明される。その上で、具体的なケースで事業者がデジタル給付の統合に対して責任を負うかどうか、また、い

かなる責任を負うかという問題については、契約内容を考慮しなければならないとされる²⁷⁾。

なお、事業者が組立義務、取付義務及び統合義務を履行するために第三者を用いる場合には、事業者は、その第三者の不適切な行為について、ABGB 第 1313a 条²⁸⁾ に基づき責任を負わなければならないとされている²⁹⁾。

(2) 第 2 章（物品売買における保証）

消費者保証法（VGG）第 2 章は、「物品売買における保証」に関する特則を置く。この章では、「適用範囲」（第 9 条）、「保証の範囲及び保証期間」（第 10 条）、「瑕疵が生じた場合の推定：証明責任」（第 11 条）、「保証に基づく権利」（第 12 条）、「修補及び交換」（第 13 条）、「代金の減額」（第 14 条）及び「契約の解消」（第 15 条）に関する規定が置かれている。

a) 適用範囲

第 9 条（適用範囲）

第 1 項 この章の規定は、物品の売買に関する契約（第 1 条第 1 項第 1 号）に適用する。

第 2 項 デジタル要素を備えた物品について、デジタル給付が契約に基づいて物品とともに供給されるときは、その供給が事業者又は第三者によって行われたかどうかを問わず、物品に含まれ、又は物品に接続されたデジタル給付についてもこの章の規定を適用する。疑わしいときは、デジタル給付の供給が契約に含まれるものとみなす。

第 3 項 この章の規定は、専らデジタルコンテンツのキャリアとして機能する有形のデータ記録媒体には適用しない。

VGG 第 9 条は、「物品売買契約」に消費者保証法（VGG）第 2 章の規定が適用されることを定める（第 1 項）。また、第 2 章の規定は、「デジタル要素を備えた物品」についても適用される。「デジタル要素を備えた物品」とは、「それに含まれる、又はそれに接続されたデジタル給付がなければその機能を実行することができない有形の動産」をいう（VGG 第 2 条第 4 号）。デジタル要素を備えた物品について、デジタル給付が契約に基づいて物品とともに供給されるかどうかにつき疑義が生じるときは、デジタル給付の供給が契約に含まれるものとみなされる（第 2 項）。

他方で、この章の規定は、専らデジタルコンテンツのキャリアとして機能する有形のデータ記録媒体（CD-ROM や USB スティック等）には適用されない（第 3 項）。これについては、第 3 章（デジタル給付の供給契約の場合の履行、保証及び給付変更）の規定が適用される³⁰⁾（VGG 第 16 条第 3 項も参照）。

b) 保証範囲及び保証期間

第10条（保証範囲及び保証期間）

第1項 事業者は、物品の引渡し時及びこの時点以後2年以内に生じる瑕疵について保証を提供するものとする。

第2項 事業者は、デジタル要素を備えた物品について、デジタル給付が契約に基づいて特定の期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給されるときは、この供給義務の期間中に現れ、又は明らかになるデジタル給付の瑕疵について、また、2年未満の供給義務の場合には物品の引渡し後2年以内に現れ、又は明らかになるデジタル給付の瑕疵についても保証を提供するものとする。

第3項 事業者は、権利の瑕疵について、その瑕疵が物品の引渡し時に存するときは、保証を提供するものとする。事業者は、前項の場合において、供給期間の開始時に若しくはその期間中に、又は、— 供給義務が2年未満の場合には — 物品の引渡し後2年以内の期間に存するデジタル給付の権利の瑕疵についても保証を提供するものとする。

第4項 中古品について、保証期間は、これが個別に交渉されるときは、1年に短縮することができる。この短縮は、自動車の場合には、最初の登録日から1年以上経過した場合のみ有効とする。

VGG 第10条は、物品売買における保証の範囲及び保証期間に関する規定を置く。この規定は、WKRL 第10条の規定を国内法に転換することを目的とする³¹⁾。

VGG 第10条第1項によれば、事業者は、物品の引渡し時及びこの時点以後2年以内に生じる瑕疵について担保責任を負う。ここでは、契約適合性の判断基準時が物品の「引渡し時」とされ、また、事業者が負うべき責任の期間は引渡し後「2年」とされている。

第2項は、契約に基づいて継続的に供給されるデジタル給付に瑕疵がある場合におけるデジタル要素を備えた物品の保証期間を定める。この規定によれば、事業者は、デジタル給付の継続的供給の場合には、この供給期間内に現れるデジタル給付の瑕疵、又は、供給期間が2年未満の場合には物品の引渡し後2年以内に現れるデジタル給付の瑕疵について責任を負う。デジタル要素を備えた物品について、①第1項の場合と異なり瑕疵の判断基準時は「引渡し時」に限定されないこと、及び、②最低2年の保証期間が設定されることが重要である³²⁾。

政府草案理由書によれば、VGG 第10条第3項の規定に相当するWKRLの規定は存しない³³⁾。オーストリアの担保責任法において「権利の瑕疵」は特別な意義を有しており、第3項はこのことを考慮したものとされる³⁴⁾。すなわち、ABGB 旧第933条第1項第2文³⁵⁾によれば、権利の瑕疵に対する担保責任法上の権利は、譲受人が瑕疵を知った日から2年又は3年が経過しなければ消滅しない。ここでは、権利行使期間の始期が譲受人の主観にかかっており、WKRLの定める客観的な起算点（「引渡し」）とは異なっている。ABGBのような主観的起算点を定め

るほうが WKRL の客観的起算点よりも消費者の保護に適うと一般的には理解することができ、消費者保証法（VGG）においてもこの点は考慮されるべきであるとされる。しかし、「引渡し」を基準とした指令の客観的起算点を修正することはできないので、第3項第1文では、事業者は、「権利の瑕疵」について、物品の「引渡し時」に瑕疵が存するときは保証を提供すると規定した。しかし、ここでは、第1項の場合と異なり、権利の瑕疵の場合における売主の引渡し後2年の責任期間は定められていない。むしろ権利の瑕疵については消費者の権利の消滅時効を定める VGG 第28条第2項の規定を適用することとし（ここでは消費者の権利行使につき主観的起算点が採用されている）、そこで定められた期間内に消費者が権利行使できるものとして売主の責任を限定する方法が採用されている。政府草案理由書によれば、このように売主の責任期間を定めず、消費者の権利の消滅時効のみを定めることは指令に違反するものではないとされている³⁶⁾。やや技巧的ではあるが、このようにして、第3項第1文において、指令の準則を逸脱することなく、権利の瑕疵におけるオーストリア法の特別な意義（権利行使の主観的起算点による譲受人の保護）が維持されている。なお、WKRL 第9条の「第三者の権利」に関する規定を国内法に転換するために、ABGBの規定についても修正が加えられた³⁷⁾。一方で、第3項第2文は、供給期間の開始時に若しくはその期間中に、又は、— 供給義務が2年未満である場合において — 物品の引渡し後2年未満の期間中に生じたデジタル給付に対する権利の瑕疵について事業者が責任を負うことを定める。例えば、物品が引き渡された時点では事業者がデジタル給付の供給に必要なライセンスをまだ持っているが、このライセンスが供給義務の終了前に失効してしまい、供給期間中に権利の瑕疵が発生するようなケースが例として挙げられる³⁸⁾。

第4項は、中古品の場合の保証期間について、契約当事者の個別交渉を前提に1年に短縮することができる旨を定める。法改正前には、これと同様の規定が消費者保護法（KSchG）第9条第1項に定められていたが（消費動産売買指令の国内法化）、VGG 第10条第4項の新設により、KSchG 第9条第1項の規定が修正された³⁹⁾。

c) 瑕疵が明らかになる場合の推定：証明責任

第11条（瑕疵が明らかになる場合の推定：証明責任）

第1項 物品の引渡し後1年以内に瑕疵が明らかになる場合には、その瑕疵は引渡し時に存在したことが推定される。この推定が物品の種類又は瑕疵の性質に合致しないときは、推定は働かない。

第2項 事業者は、デジタル要素を備えた物品について、デジタル給付が契約に基づいて特定の期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給される場合において、第10条第2項に定める期間内に瑕疵が明らかになるときは、この期間内にデジタル給付が契約に適合していたことについて証明責任を負担する。

VGG 第 11 条は、WKRL 第 11 条の「証明責任」に関する規定を国内法に転換する規定である⁴⁰⁾。

第 1 項は、物品の引渡後「1 年以内」に現れた瑕疵について、引渡し時に既に瑕疵があったことが推定されるとする規定を置く。ただし、この推定が、物品の種類又は瑕疵の性質に合致しないときは、この限りでない。

第 2 項は、デジタル要素を備えた物品のデジタル要素が継続的に供給される場合について、VGG 第 10 条第 2 項に定める期間内に瑕疵が生じるときは、事業者がこの期間内にデジタル給付が契約に適合していたことの証明責任を負担すると規定する⁴¹⁾。

d) 保証に基づく権利

第 12 条（保証に基づく権利）

第 1 項 消費者は、物品に瑕疵があるときは、この規定に定める要件のもとで、瑕疵のない状態の回復を請求し、代金を減額し、又は契約を解消することができる。

第 2 項 消費者は、— 第 3 項及び第 4 項の規定を除き —、第 1 に、瑕疵のない状態の回復のみを請求することができる。その場合、消費者は、物品の修補（欠陥の修理又は補正）及び交換との間で選択をすることができる；ただし、その選択した救済手段が不能であり、又は、他の救済手段と比較して事業者に過大な費用を課するときは、この限りでない。過分性を判断する場合には、特に、瑕疵のない物品の価値、瑕疵の重大性及び他の救済手段に伴う消費者の不便を考慮する。

第 3 項 事業者は、修補及び交換が不能であり、又は、これに過分の費用が生じるときは、瑕疵のない状態の回復を拒絶することができる。過分性を判断するときは、特に、瑕疵のない物品の価値及び瑕疵の重大性を考慮する。

第 4 項 消費者は、次の各号に掲げる場合にのみ、代金を減額し、又は契約を解消する権利を有するものとする。

第 1 号 即時の代金減額又は契約解消を正当化するほどに瑕疵が重大であるとき。

第 2 号 事業者が瑕疵のない状態の回復を拒絶したとき（それが不当である場合及び第 3 項に基づいて正当である場合を含む）。

第 3 号 事業者の説明から又は諸般の事情に基づいて、事業者が瑕疵のない状態を回復しないこと、相当期間内に回復しないこと、又は、消費者に著しい不便をかけることなく回復しないことが明らかであるとき。

第 4 号 事業者が瑕疵のない状態を第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って回復せず、又は、相当期間を経過したにもかかわらず瑕疵のない状態を回復しないとき。

第5号 事業者が瑕疵のない状態の回復を試みたにもかかわらず、瑕疵が現れるとき。
第5項 消費者は、瑕疵が軽微であるときは、契約を解消することができない。瑕疵の軽微性について疑義が生じるときは、事業者がこれを負担する。

VGG 第12条は、WKRL 第13条の規定を国内法に転換することを目的とする⁴²⁾。

第1項は、物品に瑕疵がある場合における消費者の救済手段を定める。ここでは、「追完の優先」を前提に、第二次的な権利として「代金減額権」及び「契約解消権」が規定されている。

第2項に基づき、消費者はまず、「追完請求権」を行使することができる。「追完の方法」として「修補及び交換」があり、また、「追完方法の選択権」は「消費者」に与えられる。もっとも、消費者は、その選択した追完方法が不能である場合、又は、他の追完方法と比較して事業者により過大な費用がかかる場合（いわゆる「相対的過分」の場合）には、当該追完方法を選択することができない。

第3項に基づき、事業者は、修補・交換が不能である場合、又は、修補・交換に過分の費用が生じる場合（いわゆる「絶対的過分」の場合）には、消費者の追完請求を拒絶することができる（第3項）。

第4項に基づき、消費者は、代金減額権又は契約解消権を行使することができる。消費者が追完請求をすることなく、これらの第二次的権利を行使することができるのは、第1号から第5号までに掲げる事由に該当する場合①即時の代金減額又は契約解消を正当化するほどに瑕疵が重大である場合、②事業者が追完を拒絶した場合（不当な拒絶と正当な拒絶の両方を含む）、③事業者の説明から又は諸事情に基づいて、事業者が瑕疵のない状態を回復しないこと、相当期間内に回復しないこと、又は、消費者に著しい不便をかけることなく回復しないことが明らかである場合、④事業者が瑕疵のない状態を VGG 第13条第2項及び第3項の規定に従って回復せず、又は、相当期間を経過したにもかかわらず瑕疵のない状態を回復しない場合、及び、⑤事業者が瑕疵のない状態の回復を試みたにもかかわらず瑕疵が現れる場合）に限られる。

第5項によれば、消費者は、瑕疵が軽微であるときは、契約を解消することができない。瑕疵が軽微であるかどうかについて疑義が生じるときは、事業者がその瑕疵が軽微であることの証明責任を負う。

なお、政府草案理由書によれば、WKRL 第13条第6項に定める留保権は、ABGB 第1052条⁴³⁾に基づいて認められるため、指令の規定を転換する必要はないとされる⁴⁴⁾。また、同じく政府草案理由書によれば、一般私法に基づき消費者が行使できる救済手段（錯誤取消し、良俗違反、莫大損害又は損害賠償）は、VGG 第12条の「保証に基づく権利」と重疊的に行使することができる⁴⁵⁾。

e) 修補及び交換

第13条（修補及び交換）

第1項 事業者は、消費者が瑕疵を通知した時から相当期間内に、かつ、消費者に費用又は著しい不便をかけることなく、修補又は交換を行うものとし、その場合には、物品の種類又は消費者が物品を必要とする目的を考慮するものとする。

第2項 事業者は、交換を行う場合には、自己の費用で瑕疵ある物品を取り戻さなければならない。

第3項 瑕疵が明らかになる前に物品がその種類及び目的に従って組み込まれ、又は取り付けられたときは、交換及び必要に応じて修補によって瑕疵のない状態を回復させる事業者の義務には、物品の取外し及び代替物品若しくは修補後の物品の組立若しくは取付け、又はそれに要する費用の引受けを含むものとする。

第4項 消費者は、後に交換された物品を通常通りに使用したことについて対価を支払う義務を負わない。

VGG 第13条は、WKRL 第14条の規定を国内法に転換することを目的とする⁴⁶⁾。

第1項によれば、事業者は、消費者が瑕疵を通知した時から相当期間内に、かつ、消費者に費用及び著しい不便をかけることなく、修補又は交換を行わなければならない。また、この場合には、物品の種類又は消費者が物品を必要とする目的を考慮しなければならない。ここでは、追完義務を履行する事業者が遵守すべき3つの要件が掲げられている。第1に、事業者は、「相当期間内」に追完を行わなければならない。第2に、事業者は、消費者に「費用」をかけることなく、追完を行わなければならない（「追完の無償性」）。この「追完費用」に関して、WKRL 第2条第14号では、送付費、輸送費、労務費及び材料費が例示されている。政府草案理由書によれば、瑕疵を除去するために必要な費用には、瑕疵の有無を調査するための費用（「瑕疵調査費用」）も含まれるとされる⁴⁷⁾。第3に、事業者は、消費者に「著しい不便」をかけることなく、追完を行わなければならない。

第2項に基づき、事業者は、交換を行う場合には、「自己の費用で」瑕疵ある物品を取り戻さなければならない⁴⁸⁾。

第3項に基づき、事業者は、瑕疵が現れる前に物品がその種類及び目的に従って組み込まれ、又は取り付けられたときは、追完に際し、物品の取外し及び代替物品若しくは修補後の物品の組立若しくは取付け、又は、それに要する費用を負担する義務を負う。この規定は、従来の欧州連合司法裁判所の判例⁴⁹⁾を明文化したものである⁵⁰⁾。

第4項に基づき、消費者は、交換された物品について使用利益の返還義務を負わない。

f) 代金の減額

第14条（代金の減額）

第1項 消費者は、特定の形式にとらわれない表示をすることによって代金減額権を行使することができる。

第2項 代金減額は、消費者に引き渡された物品の価値と瑕疵のない物品の価値とに比例して算定する。

第14条は、消費者の代金減額権について規定する。この規定は、WKRL第15条の規定を国内法に転換することを目的とする⁵¹⁾。

代金減額権の法的性質は形成権であることが明示されている（第1項）。減額後の代金は、瑕疵ある物品の価値と瑕疵のない物品の価値とに比例して算定される（相対的算定方法 — ABGB第932条第1項も参照⁵²⁾）。

g) 契約の解消

第15条（契約の解消）

第1項 消費者は、特定の形式にとらわれない表示をすることによって契約解消権を行使することができる。

第2項 消費者は、引き渡された物品の一部のみに瑕疵があるときは、物品の一部についてのみ契約を解消することができる。ただし、消費者が瑕疵のない部分を保持することを合理的に期待することができないときは、この限りでない。

第3項 消費者は、契約を解消した後、事業者に対し、事業者の費用で物品を返還し、かつ、事業者は、消費者に対し、物品の既払代金を返還しなければならない。事業者は、物品を受け取るか、又は消費者が物品の返送に関する証拠を提出するまで、返金を拒絶することができる。

VGG第15条は、消費者の契約解消権について規定する。この規定は、WKRL第16条の規定を国内法に転換することを目的とする⁵³⁾。

第1項は、消費者が契約解消権を特定の形式に拘束されない表示によって行うことができるとし、契約解消権が形成権であることを示している。なお、ABGB旧第933条第1項⁵⁴⁾は解除（Wandlung）について「裁判上の行使」を求めていたが、この権利行使の方法は物品売買指令のもとでは許容されない。このことから、消費者保証法（VGG）では、消費者は相手方に対する意思表示によって契約解消権を行使することができるとされた。また、これを受けて、ABGBの一般規定でも、契約の拘束力からの解放を目的とした譲受人の権利が「解除権（das Recht auf Wandlung）」から「解消権（das Recht auf Auflösung）」に修正されるとともに（ABGB新第

932条第1項⁵⁵⁾、「裁判上の行使」要件が廃止された（ABGB新第933条第1項⁵⁶⁾）。

第2項は、引き渡された物品の一部のみに瑕疵がある場合に、消費者が物品の一部についてのみ契約を解消することができることを定める。ただし、消費者が瑕疵のない部分を保持することを合理的に期待することができないときは、消費者は、引き渡された物品の全部について契約を解消することができる。

第3項は、契約の解消によって生じる消費者と事業者の義務を定める。消費者は、契約を解消した後、事業者に対し、事業者の費用で物品を返還しなければならない。また、事業者は、消費者に対し、既払代金を返還しなければならない。事業者は、物品を受け取るか、又は消費者が物品の返送に関する証拠を提出するまで、返金を拒絶することができる。第2文において実質的に消費者の先履行義務が定められている点について、政府草案理由書では、消費者保護規定として不適切と受け止められる可能性もあるが、これは指令に従ったものであるとしている⁵⁷⁾。

(3) 第3章（デジタル給付の供給契約の場合の履行、保証及び給付変更）

第3章には、「デジタル給付の供給契約の履行」、「デジタル給付の瑕疵のない履行（瑕疵がある場合の保証）」及び「デジタル給付の変更」を中心に、事業者及び消費者との間で締結されるデジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給契約（デジタル給付）に関する規定が置かれている。以下では、第16条（適用範囲）、第17条（履行）、第18条（保証の範囲及び保証の期間）、第19条（瑕疵が明らかになる場合の推定；証明責任）、第20条（保証に基づく権利）、第21条（瑕疵のない状態の回復）、第22条（代金の減額）、第23条（契約の解消）、第24条（契約解消の場合の事業者の義務）、第25条（契約解消の場合の消費者の義務）、第26条（事業者による返還の期間及び支払手段）及び第27条（デジタル給付の変更）の各規定について検討を行う。

a) 適用範囲

第16条（適用範囲）

第1項 この章の規定は、デジタル給付の供給に関する契約（第1条第1項第2号）に適用する。

第2項 同一の事業者及び同一の消費者との間の契約でデジタル給付の供給に加えて他のサービスの提供又は物品の給付が合意されるときは、この章の規定は、デジタル給付に関する契約の部分についてのみ適用する。

第3項 この章の規定は、専らデジタルコンテンツのキャリアとして機能する有形のデータ記録媒体にも適用する。

第4項 この章の規定は、物品に含まれ、又は物品に接続されたデジタル給付には適用しない；これについては、第2章（第9条第2項）の適用範囲に含まれる。

VGG 第16条は、デジタル給付の供給契約について、第3章の規定が適用されることを定める（第1項）。デジタル給付の供給に加えて他のサービスの提供又は物品の給付が合意されるときは、デジタル給付に関する契約の部分についてのみ第3章の規定が適用される（第2項）。また、第3章の規定は、専らデジタルコンテンツのキャリアとして機能する有形のデータ記録媒体にも適用される（第3項）。これに対し、第3章の規定は、デジタル要素を備えた物品については適用されない（第4項）。デジタル要素を備えた物品については、第2章の規定が適用される。

b) 履行

第17条（履行）

第1項 事業者は、別段の合意がない限り、デジタル給付を契約締結後遅滞なく供給しなければならない。事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、そのデジタル給付の供給義務を履行したものとする。

第1号 デジタルコンテンツ又はそのアクセス若しくはそのダウンロードに適した手段が、消費者に若しくは消費者がその目的のために指定した物理的若しくは仮想的デバイスで提供され、又はアクセス可能になるとき。

第2号 デジタルサービスが、消費者に又は消費者がその目的のために指定した物理的若しくは仮想的デバイスでアクセス可能になるとき。

第2項 デジタル給付が適時に供給されたことについての証明責任は、事業者が負担する。

VGG 第17条は、デジタル給付の供給契約における事業者の遅滞のない供給義務について規定する⁵⁸⁾。

同条第1項第1文に基づき、事業者は、別段の合意がない限り、デジタル給付を契約締結後遅滞なく供給しなければならない⁵⁹⁾。同条第1項第2文に基づき、デジタルコンテンツの供給の場合には、デジタルコンテンツ又はそのアクセス若しくはそのダウンロードに適した手段が、消費者に若しくは消費者がその目的のために指定した物理的若しくは仮想的デバイスで提供され又はアクセス可能になる場合（第1号）、また、デジタルサービスの供給の場合には、消費者に又は消費者がその目的のために指定した物理的若しくは仮想的デバイスでアクセス可能になる場合（第2号）に事業者がその供給義務を適切に履行したものとされる^{60) 61)}。

VGG 第 17 条第 2 項に基づき、デジタル給付が適時に供給されたかどうかに関する証明責任は、事業者が負う。この規定は、DIDL 第 12 条第 1 項の規定を国内法に転換するものである⁶²⁾。

c) 保証範囲及び保証期間

第 18 条（保証範囲及び保証期間）

第 1 項 事業者は、契約に基づいてデジタル給付を 1 回限り又は複数回にわたり個別に供給するときは、供給時に存し、かつ、供給後 2 年以内に明らかになる瑕疵について保証を提供するものとする。事業者は、権利の瑕疵について、その瑕疵が供給時に存する場合に保証を提供するものとする。

第 2 項 事業者は、契約に基づいてデジタル給付を特定の期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給するときは、この供給義務の期間中に現れ、又は明らかになる瑕疵について保証を提供するものとする。事業者は、権利の瑕疵について、その瑕疵が供給開始時に又は供給義務の期間中に存するときは、保証を提供するものとする。

VGG 第 18 条は、DIRL 第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を国内法に転換することを目的とする⁶³⁾。

VGG 第 18 条第 1 項により、事業者は、契約に基づいてデジタル給付を 1 回限り又は複数回にわたり個別に供給するときは、「供給時」に存し、かつ、「供給後 2 年以内に現れた瑕疵」について保証を提供しなければならない。権利の瑕疵について、事業者は、供給時に存する瑕疵について保証を提供しなければならない。

同条第 2 項は、デジタル給付の継続的供給の場合について定める。デジタル給付の継続的供給の場合には、事業者は、「供給義務の期間中に生じ、又は現れる」瑕疵について保証を提供しなければならない。継続的供給の場合の権利の瑕疵について、事業者は、「供給開始時に又は供給義務の期間中に存する」瑕疵について保証を提供しなければならない。例えば、消費者が契約に従ってデジタル給付を利用する場合に、事業者側の事情により供給開始時に又は供給期間中にライセンスが失効し、供給期間終了後に第三者が著作権侵害を理由に消費者に対して権利を行使するときは、消費者は、供給義務の終了後であっても、事業者に対して担保権を行使することができるべきだとされている⁶⁴⁾。

d) 瑕疵が明らかになる場合の推定；証明責任

第 19 条（瑕疵が明らかになる場合の推定；証明責任）

第 1 項 デジタル給付が契約に基づいて 1 回限り又は複数回にわたり個別に供給され、かつ、供給後 1 年以内に瑕疵が明らかになるときは、その瑕疵はすでに供給時に存したことが推定される。

第 2 項 デジタル給付が契約に基づいて特定の期間又は不特定の期間にわたり供給される場合において、この期間中に瑕疵が明らかになるときは、事業者は、この期間中にデジタル給付が契約に適合していたことについて証明責任を負担する。

第 3 項 第 1 項及び前項の規定は、消費者のデジタル環境がデジタル給付の技術要件に適合しないことを事業者が証明し、かつ、事業者が契約締結前に消費者に対し明確かつ分かりやすくこの要件について通知したときは、適用しない。

第 4 項 消費者は、瑕疵と考えられるデジタル給付の利用時の欠陥が消費者のデジタル環境に起因するものであるかどうかを確認するために、合理的に必要かつ可能な範囲で事業者と協力しなければならない。この協力義務は、消費者にとって最も干渉的でない技術的に利用可能な手段に限定される。事業者が消費者に対し契約締結前に明確かつ分かりやすくこの協力義務について通知し、かつ、消費者がこの義務に従わないときは、消費者は、その瑕疵が事業者の保証義務の基準時又は基準となる期間に存在したことについて証明責任を負担する。

VGG 第 19 条は、DIRL 第 12 条第 2 項から第 5 項までの「証明責任」に関する規定を国内法に転換することを目的とする⁶⁵⁾。

VGG 第 19 条第 1 項及び第 2 項において、「1 回限りの供給又は一連の個別の供給」の場合と、「継続的供給」の場合が区別されている。まず、第 1 項によると、デジタル給付が契約に基づいて 1 回限り又は複数回にわたり個別に供給され、かつ、供給後 1 年以内に瑕疵が現れるときは、その瑕疵は供給時に既に存在したことが推定される。次に、第 2 項により、デジタル給付が継続的に供給される場合において、この期間中に瑕疵が現れたときは、事業者は、この期間中にデジタル給付が契約に適合していたことについて証明責任を負う。

第 3 項は、消費者のデジタル環境がデジタル給付の技術要件に適合しないことを事業者が証明し、かつ、事業者が契約締結前に消費者に対して明確かつ分かりやすくこの技術要件について通知したときは、第 1 項の推定規定及び第 2 項の事業者の証明責任の規定は適用されないとする。

第 4 項は、瑕疵と考えられるデジタル給付の利用時の欠陥が消費者のデジタル環境に起因するものであるかどうかを確認するために、消費者が合理的に必要かつ可能な範囲で事業者と協力しなければならない旨を規定する。この協力義務は、消費者にとって最も干渉的でない技術

的に利用可能な手段に限定される。例えば、消費者は、「インシデントに関する自動的に生成されたレポートを事業者に送信すること、又は、インターネット接続の詳細を提供すること」によって自己の協力義務を果たすことができる。他に選択肢がない例外的ケースに限り、消費者は、自己のデジタル環境へのバーチャルアクセスを認めなければならない。消費者がその協力義務に違反した場合、第1項の証明責任の推定規定及び第2項の事業者の証明責任の規定は適用されず、当該基準時における瑕疵の存在について消費者が証明責任を負う。ただし、この規定は、消費者が契約締結前に事業者から協力義務について明確かつ分かりやすい形で通知された場合にのみ適用される。

d) 保証に基づく権利

第20条（保証に基づく権利）

第1項 消費者は、デジタル給付に瑕疵があるときは、この規定に定める要件のもとで、瑕疵のない状態の回復を請求し、代金を減額し、又は契約を解消することができる。

第2項 消費者は、— 第3項及び第4項の規定を除き —、第1に、瑕疵のない状態の回復のみを請求することができる。

第3項 事業者は、瑕疵のない状態の回復が不能であり、又は、これに過大な費用が生じるときは、これを拒絶することができる。過分性を判断するときは、特に、瑕疵のない場合のデジタル給付の価値及び瑕疵の重大性を考慮する。

第4項 消費者は、次の各号に掲げる場合にのみ、代金を減額し、又は契約を解消する権利を有するものとする。

第1号 即時の代金減額又は契約解消を正当化するほどに瑕疵が重大であるとき。

第2号 事業者が瑕疵のない状態の回復を拒絶したとき（それが不当である場合及び第3項に基づいて正当である場合を含む。）。

第3号 事業者の説明から又は諸般の事情に基づいて、事業者が瑕疵のない状態を回復しないこと、相当期間内に回復しないこと、又は、消費者に著しい不便をかけることなく回復しないことが明らかであるとき。

第4号 相当な期間を経過したにもかかわらず事業者が瑕疵のない状態を回復しないとき。

第5号 事業者が瑕疵のない状態の回復を試みたにもかかわらず、瑕疵が現れるとき。

第5項 消費者は、デジタル給付が支払と引き換えに供給されたのでないときは、代金減額権を有しない。

第6項 消費者は、デジタル給付が支払と引き換えに供給された場合において、瑕疵が軽微であるときは、契約を解消することができない。瑕疵の軽微性について疑義が生じるときは、事業者がこれを負担する。

VGG 第20条は、DIRL 第14条を国内法に転換することを目的とする⁶⁶⁾。

第1項に基づき、デジタル給付に瑕疵がある場合、消費者は、追完請求権、代金減額権又は契約解消権を行使することができる（これに対応する規定として、物品に瑕疵がある場合のVGG 第12条第1項も参照）。

第2項に基づき、消費者は、第一次的権利として、追完請求権を行使することができる。ここでは、「追完の優先」の原則が確認されている。デジタル給付の場合の追完請求権については、物品売買（第12条第2項）の場合と異なり、追完方法（修補及び交換）の区別や追完方法に関する消費者の選択権は定められていない。どのような方法で瑕疵を是正するかの判断は、「事業者」に委ねられる。

第3項は、事業者の「追完拒絶権」を定める。デジタルコンテンツ指令の対応する規定（DIDL 第14条第2項）では、消費者は、追完が不能であるとき又は事業者に過大な費用が生じるときは、追完請求権を行使することができないとされている（「追完請求権の排除」）。しかし、VGG 第20条第3項では、事業者の「追完拒絶権」が認められる点に特徴がある（これに対応する規定として、VGG 第12条第3項も参照）。

第4項は、消費者の代金減額権及び契約解消権について定める。同様の規定がVGG 第12条第4項に置かれているが、第12条第4項と異なり、第20条第4項では、交換した物品の事業者による引取りに関する規定（VGG 第13条第2項）、並びに、撤去及び組込費用の事業者負担に関する規定（同第13条第3項）の参照はない。

第5項に基づき、消費者は、個人データと引き換えにデジタル給付が供給されたときは、代金減額を求めることができない。

第6項に基づき、デジタル給付が代金の支払と引き換えに供給された場合において、瑕疵の程度が軽微であるときは、消費者は、契約を解消することができない。ただし、デジタル給付が個人データと引き換えに供給された場合には、たとえ瑕疵の程度が軽微であっても、消費者は、契約を解消することができる。瑕疵が軽微なものであるかどうかについて疑義が生じるときは、事業者が、瑕疵が軽微であることの証明責任を負う（これに対応する規定として、VGG 第12条第5項も参照）。

f) 瑕疵のない状態の回復

第 21 条（瑕疵のない状態の回復）

事業者は、消費者が瑕疵を通知した時から相当期間内に、かつ、消費者に費用又は著しい不便をかけることなく、瑕疵のない状態を回復するものとし、その場合には、デジタル給付の種類又は消費者がそのデジタル給付を必要とする目的を考慮するものとする。

VGG 第 21 条は、事業者の追完義務について定める規定であり、DIDL 第 14 条第 3 項を国内法に転換することを目的とする⁶⁷⁾。VGG 第 2 章第 13 条第 1 項に対応する規定がある。

g) 代金の減額

第 22 条（代金の減額）

第 1 項 消費者は、特定の形式にとらわれない表示をすることによって代金減額権を行使することができる。

第 2 項 代金減額は、消費者に供給されたデジタル給付の価値と瑕疵のない場合のデジタル給付の価値とに比例して算定する。

第 3 項 消費者は、契約に基づいてデジタル給付が特定の期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給されるときは、デジタル給付に瑕疵があった期間についてのみ代金を減額することができる。

VGG 第 22 条は、消費者の代金減額権について規定する。代金減額は、消費者が代金を支払う場合にのみ認められる。これに対し、消費者が個人データを提供する場合には、代金の減額は認められない。

第 1 項は、デジタルコンテンツ指令に対応する規定は置かれていないが、消費者が無方式の表示によって代金減額権を行使できることを定める。

第 2 項及び第 3 項は、DIDL 第 14 条第 5 項の規定を国内法に転換することを目的とする⁶⁸⁾（物品売買については、VGG 第 14 条に対応する規定がある）。第 2 項は、代金減額の算定方法を定める（相対的算定方法）。第 3 項は、デジタル給付の継続的供給の場合に適用される規定を置く。この場合、代金は、デジタル給付に瑕疵があった期間に応じて減額される。

h) 契約の解消

第 23 条（契約の解消）

消費者は、特定の形式にとらわれない表示をすることによって契約解消権を行使することができる。

VGG 第 23 条は、DIDL 第 15 条の規定を国内法に転換することを目的とする⁶⁹⁾。VGG 第 23 条によれば、消費者は、無方式の表示によって契約解消権を行使することができる（これに対応する規定として、VGG 第 15 条も参照）。

i) 契約解消の場合の事業者の義務

第 24 条（契約解消の場合の事業者の義務）

第 1 項 事業者は、消費者が契約を解消するときは、契約に基づいて給付した支払を消費者に返還しなければならない。

第 2 項 事業者は、デジタル給付が契約に基づいて特定の期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給され、かつ、その給付に一定期間にわたり瑕疵があったときは、その部分についてのみ代金を返還しなければならない。ただし、契約解消後の期間の既払代金は、全額返金しなければならない。

第 3 項 事業者は、— 第 6 項の規定にかかわらず — デジタル給付への消費者のアクセス又は消費者のユーザアカウントをブロックすることによって、消費者によるデジタル給付の継続的使用を妨げることができる。

第 4 項 事業者は、消費者の個人データに関して、規則（EU）2016/679 に基づく義務を遵守しなければならない。

第 5 項 事業者は、個人データに該当しないコンテンツで、かつ、消費者が事業者の供給する給付を使用する際に提供し、又は作成したコンテンツを、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ使用することができる。

第 1 号 このコンテンツが、事業者が供給したデジタル給付との関連でのみ効用をもたらすとき。

第 2 号 このコンテンツが、専ら事業者が供給したデジタル給付を消費者が使用する場合に役立つとき。

第 3 号 このコンテンツが、他のデータとともに事業者によって収集され、かつ、分解することができず、又は過大な費用をかけなければ分解することができないとき。

第 4 号 消費者がこのコンテンツを他の者と一緒に生成し、かつ、他の消費者がこのコンテンツを引き続き使用することができるとき。

第 6 項 事業者は、前項第 1 号から第 3 号までに該当する場合を除き、非個人データであり、かつ、事業者が供給したデジタルコンテンツを使用する際に消費者が提供し、又は作成したすべてのコンテンツを、消費者の要求に応じて、無料で、事業者による妨害を受けることなく、相当期間内に、かつ、一般的に使用される機械可読的な形式で取得できるように消費者に提供しなければならない。

VGG 第 24 条は、契約解消後の事業者の義務について定める。この規定は、DIDL 第 16 条の規定を国内法に転換することを目的とする⁷⁰⁾。

第 1 項及び第 2 項は、事業者の返金義務について定める。第 1 項により、事業者は、契約に基づいて支払われた代金を消費者に返還しなければならない。第 2 項によると、継続的供給の場合には、供給期間の一部に瑕疵があったときは、事業者は、その期間に相当する部分についてのみ代金を返還しなければならない。契約解消後の期間に相当する既払代金については、全額返金されなければならない。

第 3 項は、契約の解消後、事業者は、消費者によるデジタル給付の継続的使用を妨げることができる」と規定する。

第 4 項は、契約の解消後も、事業者は、消費者の個人データに関して、一般データ保護規則 (EU) 2016/679 に基づく義務を遵守しなければならないことを定める。

第 5 項は、消費者が提供又は作成した「非個人データ」の取扱いについて規定する。事業者は、同項第 1 号から第 4 号までの規定に該当する場合にのみ、例外的に、消費者が提供又は作成した非個人データを使用することができる。

第 6 項は、消費者が提供又は作成した「非個人データ」のデータポータビリティの権利を規定する。事業者は、原則として、消費者が提供又は作成した「非個人データ」(コンテンツ)を、「無料で」、「妨害することなく」、「相当期間内に」、かつ、「一般的・機械可読的な形式 (フォーマット)」で消費者の要求に応じて提供しなければならない。ただし、第 5 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するときは、この限りでない。

j) 契約解消の場合の消費者の義務

第 25 条 (契約解消の場合の消費者の義務)

第 1 項 消費者は、契約を解消したときは、デジタル給付を使用し、又は第三者に利用させてはならない。

第 2 項 消費者は、事業者が解消の表示の到達後 14 日以内にデジタルコンテンツを供給した有形のデータ記録媒体の返送を求めるときは、事業者の費用で遅滞なくこれを事業者に返送しなければならない。

第 3 項 消費者は、デジタル給付に瑕疵があった期間について、そのデジタル給付を使用したことについて対価を支払う義務を負わない。

VGG 第 25 条は、契約解消の場合の消費者の義務について規定する。この規定は、DIDL 第 17 の規定を国内法に転換することを目的とする⁷¹⁾。

第 1 項により、消費者は、契約解消後は、デジタル給付を使用することやそれを第三者に利用させることができない。

第2項は、デジタルコンテンツが供給された有形のデータ記録媒体を事業者の費用負担で返送する消費者の義務を規定する。政府草案理由書によれば、多くの場合、事業者は、データ記録媒体それ自体を返送してもらうことについて利益を有しないとされる。したがって、データキャリアの返送義務は、事業者が解消通知の受領後14日以内に消費者にデータキャリアの返送を要求した場合にのみ認められる。解消の表示が事業者に「到達」した時から14日以内を基準としているのは、事業者が表示を認識する客観的な可能性がある時を起算点とするのが相当であるからである⁷²⁾。

第3項により、消費者は、デジタル給付に瑕疵があった期間については対価を支払う義務を負わない。

k) 事業者による返還の期間及び支払手段

第26条（事業者による返還の期間及び支払手段）

第1項 事業者は、代金の減額又は契約の解消に基づいて消費者に対し返金義務を負うときは、これを無償でかつ遅滞なく、遅くとも代金減額又は契約解消の表示の到達後14日以内に行わなければならない。

第2項 事業者は、返金を行うために、消費者が支払をするために用いたのと同じ支払手段を使用しなければならない。ただし、他の支払手段が消費者との間で明示的に合意され、かつ、これによって消費者が費用を負担しない場合には、その支払手段を使用することが許される。

VGG 第26条は、DIRL 第18条の規定を国内法に転換することを目的とする⁷³⁾。

第1項により、事業者は、代金の返還義務を負うときは、「無償」で、かつ、「遅滞なく」、「遅くとも代金減額又は契約解消の表示の到達後14日以内に」返金しなければならない。

第2項により、事業者は、返金を行うときは、原則として、消費者がその支払をするために用いたのと同じ支払手段を使用しなければならない。

l) デジタル給付の変更

第27条（デジタル給付の変更）

第1項 事業者は、デジタル給付が契約に基づいて特定の期間又は不特定の期間にわたり継続的に供給される場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、— 第5条第4号及び第7条に定める更新を超えて— デジタル給付を変更することができる。

第1号 契約においてそのような変更及びその正当な理由が定められるとき。

第2号 変更によって消費者に追加費用が発生しないとき。

第3号 消費者が明確かつ分かりやすく変更について通知されるとき。

第4号 消費者が、軽微でない影響を受ける場合（第2項）において、事前の相当期間内に、耐久性のあるデータ記録媒体を用いて、変更の主たる特徴及び時期、第2項に基づく消費者の契約解消権、又は第4項に基づく変更されない場合の保持の可能性について通知されるとき。

第2項 消費者は、変更によって、デジタル給付へのアクセス又はその利用に軽微でない影響を受ける場合には、無償での契約解消権を有するものとする。消費者は、変更後30日以内にその契約解消権を行使しなければならないが、変更後にはじめて第1項第4号に基づく通知を受けるときは、通知の到達後30日以内にこれを行使しなければならない。

第3項 第24条から第26条までの規定は、契約解消の場合の契約当事者の義務について適用する。

第4項 消費者は、事業者が追加費用なしでデジタル給付を変更せずに保持することを認め、かつ、デジタル給付が引き続き契約に適合するときは、契約を解消する権利を有しないものとする。

第5項 第1項から前項までの規定を消費者の不利に逸脱する合意は、無効とする。ただし、事業者が消費者に変更を知らせた後に合意が締結されるときは、この限りでない。

第6項 第1項から前項までの規定は、欧州電子通信コード指令（EU）2018/1972の意味でのパッケージが、オープンインターネットへのアクセスのための措置並びに指令2002/22/EG及び規則（EU）531/2012号の変更に関する規則（EU）2015/2120（Abl. Nr. L 310 vom 16.11.2015 S. 1）第2条第2号の意味でのインターネットアクセスサービス、又は、指令（EU）2018/1972第2条第6号の意味での番号依存の対人通信サービスの要素を含むときは、適用しない。

VGG第27条は、DIDL第19条の規定を国内法に転換することを目的とする⁷⁴⁾。VGG第27条は、デジタル給付を一方的に変更する事業者の権利について定める。

事業者は、第1項第1号から第4号までに該当するときは、デジタル給付を変更することができる。第1号の「正当な理由」には、例えば、「デジタルコンテンツやデジタルサービスを新しい技術環境やユーザー数の増加に適応させるために変更が必要な場合や、その他の重要な運用上の理由で必要な場合」が含まれる⁷⁵⁾。また、デジタル給付の変更がたとえ消費者に有益なものであっても、消費者に「追加費用」を発生させてはならないとされる⁷⁶⁾。さらに、デジタル給付の変更について、消費者は、「明確かつ分かりやすく」通知されなければならない。変更によって消費者が軽微でない影響を受ける場合には、「事前の相当期間内に」、「耐久性のあるデータ記録媒体」を用いて、「変更の主たる特徴及び時期、消費者の契約解消権、又は変更され

ない場合の保持の可能性」について通知されなければならない。

第2項は、変更によってデジタル給付へのアクセス又はその利用に軽微でない影響を受ける場合における消費者の契約解消権を定め、かつ、契約解消権の行使期間に関する規定を置く。デジタル給付が「軽微でない影響」を受けるかどうかは、デジタル給付の性質及び目的、並びに、同種のデジタル給付に共通する品質、機能性、互換性、その他の主要な特徴に照らして客観的に判断される⁷⁷⁾。例えば、ソフトウェアのアップデートにより消費者が使用しているハードウェアに経年劣化による障害が発生する場合には、契約解消の理由となる可能性がある。これに対し、変更後のユーザーインターフェースの色が消費者の好みに合わないなど、個々の消費者が主観的に感じるにすぎない障害は、契約解消の理由にはならない⁷⁸⁾。

第3項により、消費者が契約を解消した場合には、VGG第24条から第26条までの契約解消の場合の契約当事者の義務に関する規定が適用される。

第4項は、事業者が消費者に対し追加費用なしでデジタル給付を変更せずに保持することを認め、かつ、デジタル給付が引き続き契約に適合するときは、消費者の契約解消権が認められないことを定める。

第5項は、VGG第27条が原則として強行規定であることを定める。

第6項は、DIRL第3条第6項第2段落の規定を国内法に転換することを目的とする。

なお、政府草案理由書によれば、事業者による給付変更に関して消費者保護法(KSchG)に一般的な規定が置かれているが(KSchG第6条第2項第3号⁷⁹⁾)、VGG第27条はデジタル給付の変更という個別具体的な場合について消費者保護法(VGG)とは別に適用される規定だと説明されている⁸⁰⁾。

(4) 第4章(消滅時効及び最終規定)

消費者保証法(VGG)第4章は、「消滅時効及び最終規定」に関する規定を置く。この章には、第28条(消滅時効)、第29条(発効; 暫定規定)、第30条(実施)及び第31条(転換の通知)に関する規定が置かれている。

a) 消滅時効

第28条(消滅時効)

第1項 保証に基づく消費者の権利又は代金減額若しくは契約解消に基づく請求権は、保証期間の経過後3か月を過ぎた時に、時効によって消滅する。

第2項 消滅時効は、権利の瑕疵については、消費者が瑕疵を知った時から2年で生じる；2年の期間は早くとも引渡し（第10条第1項）又は供給（第18条第1項）によって進行を開始する。第10条第2項及び第18条第2項の場合も、消滅時効は、早くとも供給期間の満了後3か月を過ぎた時に生じる。

第3項 消費者は、消滅時効期間内に事業者に瑕疵を通知したときは、事業者の対価の支払請求に対して抗弁によって期間の制限なく瑕疵を主張することができる。

VGG第28条は消費者の権利の「消滅時効」について規定するものであり、物品売買とデジタル給付に共通して適用される規定である。WKRL第10条及びDIDL第11条に、それぞれ対応する規定が置かれている。

第1項は、事業者の担保責任期間（保証期間）の満了後3か月の期間が経過したときは、消費者の追完請求権又は代金減額若しくは契約解消に基づく請求権が時効により消滅することを定める。担保責任期間（保証期間）経過後すぐに消費者の権利が時効にかかる時、消費者の権利の実効的な確保ができなくなる。そこで、第1項では、担保責任（保証責任）の期間満了後にさらに3か月という権利行使のための期間が設けられている⁸¹⁾。なお、ドイツ法でも同様の観点から時効の完成猶予に関する規定の導入が図られたが、その期間は4か月とされている⁸²⁾。担保責任期間（保証期間）については、VGG第10条及び第18条に規定が置かれている。ここでは、原則として、供給後「2年」の保証期間が設定されているが、デジタル給付の継続的供給の場合には2年を超えることがあること（第18条第2項）、また、中古品については下限を1年とした短期の保証期間が合意されうること（第10条第4項）に留意する必要がある。VGG第28条第1項に定める3か月の期間は、各保証責任期間の満了時に進行を開始する。

第2項は、権利の瑕疵に関する特則を置く。権利の瑕疵の場合は、第1項の場合と異なり、保証責任期間と消滅時効期間の組合せは採用されていない。すなわち、権利の瑕疵については、消費者が「瑕疵を知った時から2年」で消費者の権利が時効により消滅する。消滅時効の開始が消費者の主観に結び付けられているため、物品の「引渡し」又はデジタル給付の「供給」よりも前に消費者が権利の瑕疵を知った時に消滅時効が進行を開始することも考えられる。しかし、物品売買指令（2019/771/EU）及びデジタルコンテンツ指令（2019/770/EU）への適合性を確保することから、少なくとも物品の「引渡し」又はデジタル給付の「供給」までは消滅時効は進行を開始しないものとしている（第1文後段）。第2文に基づき、継続的供給の場合における権利の瑕疵についても、消費者の権利は、供給期間満了後3か月を経過した時にはじめて時効により消滅する。例えば、3年の供給義務が合意されている場合、消費者の権利は供給期間の開始時から最短3年3か月後に時効によって消滅する。

第3項に基づき、消費者が保証期間内に（権利瑕疵の場合には消滅時効期間内に）事業者に瑕疵を通知したときは、事業者の対価の支払請求に対して期間の制限なく瑕疵を主張すること

ができる（同様の規定として、ABGB 第 933 条第 3 項⁸³⁾も参照）。

b) 発効; 暫定規定

第 29 条（発効; 暫定規定）

第 1 項 この連邦法は、2022 年 1 月 1 日に発効する。

第 2 項 この連邦法は、2021 年 12 月 31 日より後に締結される物品の売買に関する契約（第 1 条第 1 項第 1 号）に適用する。

第 3 項 この連邦法は、2021 年 12 月 31 日より後に行われるデジタル給付の供給に適用する（ただし、第 27 条の規定を除く）。第 27 条の規定は、2021 年 12 月 31 日より後に締結されるデジタル給付の供給契約に適用する。

消費者保証法（VGG）は、2022 年 1 月 1 日に発効する（第 29 条第 1 項）。この法律は、2021 年 12 月 31 日より後に締結される物品売買契約に適用される（第 2 項）。デジタル給付の供給契約については 2021 年 12 月 31 日以前に締結され、2021 年 12 月 31 日より後に行われるデジタル給付の供給に適用されるが（第 3 項）、デジタル給付の変更に関する第 27 条の規定は、2021 年 12 月 31 日より後に締結されるデジタル給付の供給契約に適用される。

c) 施行

第 30 条（施行）

この連邦法の施行は、連邦司法大臣に委任する。

VGG 第 30 条は、消費者保証法（VGG）の施行を連邦司法大臣（Bundesministerin für Justiz）に委任することを定める。

d) 実施の通知

第 31 条（実施の通知）

この連邦法によって、デジタルコンテンツ及びデジタルサービスの供給の契約上の一定の側面に関する指令（EU）2019/770（ABl. Nr. L 136 vom 22.5.2019 S. 1）及び物品売買の契約上の一定の側面に関する、規則（EU）2017/2394 及び指令 2009/22/EG の変更に関する、並びに、指令 1999/44/EG の廃止に関する指令（EU）2019/771（ABl. Nr. L 136 vom 22.5.2019 S. 28）を実施する。

VGG 第 31 条によって、DIRL 第 24 条第 1 項第 3 段落及び WKRL 第 24 条第 1 項第 3 段落で要求される「実施の通知」（欧州委員会への伝達）が行われる⁸⁴⁾。

5 検討

本稿では、保証指令実施法（GRUG）において新たに制定された消費者保証法（VGG）に着目して、同法（VGG）の検討を試みた。最後に、いくつかの項目に分けて、消費者保証法（VGG）の意義と特徴を整理したい。

(1) 指令の国内法化の方法

まず、オーストリアではデジタルコンテンツ指令（2019/770/EU）及び物品売買指令（2019/771/EU）の国内法化が消費者保証法（VGG）という特別法を制定することによって行われた。消費者保証法（VGG）は、指令の準則を「1対1」の形で忠実に国内法に転換した。デジタルコンテンツ指令（2019/770/EU）及び物品売買指令（2019/771/EU）は国内法への転換に際してEU加盟各国に一定の裁量を与える規定を置いているところ⁸⁵⁾、オーストリアでは、このような裁量権を極力行使しなかった。指令適合的な国内法化を実施するために、指令の完全平準化の原則に従った立法措置がとられたものと評価することができる⁸⁶⁾。

(2) 消費者保証法（VGG）の体系化の方法

消費者保証法（VGG）は、デジタルコンテンツ指令（2019/770/EU）と物品売買指令（2019/771/EU）の内容を一つの法典に組み込んだ。その際、両指令に共通する準則を第1章（総則）に括り出し、第2章及び第3章において各指令に特有の規定を置く体系を採用した。そして、第4章において、再度、両指令に共通の準則（特に、消滅時効に関する規定）を置いている。このような法典化の方法には、条文数を効果的に削減し⁸⁷⁾、法典の体系的な見通しをよくするという利点がある。

(3) 契約不適合責任の規律

消費者保証法（VGG）は、次のa)からf)までに示すように、契約不適合責任の領域において、デジタル社会に適合した消費者保護規定を導入している。

a) 「デジタル給付」及び「デジタル要素を備えた物品」

消費者保証法（VGG）は、契約不適合責任の領域に「デジタル給付」及び「デジタル要素を備えた物品」という新たな概念を導入した。「デジタル給付」とは、「デジタルコンテンツ及びデジタルサービス」をいう（VGG第2条第1号）。また、「デジタル要素を備えた物品」とは、「それに含まれる、又はそれに接続されたデジタル給付がなければその機能を実行することができない有形の動産」という（VGG第2条第4号）。消費者保証法（VGG）において事業者はデジタル給付やデジタル要素の「更新義務」（第7条）を負うとされるなど、契約不適合責任の領

域において契約の「デジタル化」への対応が図られた。

b) 「データ」による支払

契約不適合責任の領域におけるデジタル化の現象は、デジタルコンテンツ指令（2019/770/EU）が代金の支払に加えて「データによる支払」を認める点にも現れている。消費者保証法（VGG）は、事業者と消費者との間で消費者の「個人データ」の提供と引き換えにデジタル給付が供給される場合にこの法律を適用する（VGG 第1条）。

c) 主観的・客観的瑕疵概念

消費者保証法（VGG）において、事業者は、物品の売買又はデジタル給付の供給に関して瑕疵のない引渡し又は瑕疵のない供給をする義務を負う。瑕疵の判断基準として、消費者保証法（VGG）では、主観的要件、客観的要件及び統合・インストール要件を挙げている。特に、同法では、両指令の準則に適合する形で、主観的瑕疵と客観的瑕疵の同等性・同順位性を明示している。VGG 第6条により、事業者は、物品又はデジタル給付が契約上合意された性質に加えて客観的に要求される性質を備えることについて責任を負う。契約当事者がこの客観的要件から逸脱する合意を行うには、特定の性質が客観的に要求される性質と異なることを消費者が明確に通知された後、消費者が契約締結時にこれに「明示的かつ個別に」同意する必要がある（VGG 第6条第1項）。

d) 消費者の救済

瑕疵ある物品の引渡し又は瑕疵あるデジタル給付の供給がある場合、消費者は、追完請求権、代金減額権、契約解消権を行使することができる。各救済手段相互の関係につき、「追完の優先」が認められている。消費者保証法（VGG）に定める一定の要件を満たす場合に限り、消費者は、第二次的な権利（代金減額権及び解消権）を行使することができる。

消費者保証法（VGG）の制定によって、瑕疵ある物品が引き渡された場合における契約解消の要件が修正された。改正前の一般民法典（ABGB）のもとでは、瑕疵ある物が引き渡された場合、買主は、契約解除権を裁判上行使する必要があった（ABGB 旧第933条第1項）。これに対し、消費者保証法（VGG）のもとでは、消費者は、裁判上又は裁判外を問わず、単に契約解消の意思表示をすれば足りる（VGG 第15条第1項）。改正後の一般民法典（ABGB）のもとでも、保証に基づく権利について裁判上の行使は求められていない⁸⁸⁾（ABGB 新第933条第1項⁸⁹⁾）。

e) 証明責任の転換期間の伸長

消費者保証法（VGG）の制定によって、瑕疵に関する証明責任の転換の期間が「6か月」か

ら「1年」に延長された⁹⁰⁾。証明責任の転換期間を延長した今次改正は、「デジタルの世界で消費者の権利を向上させるための重要な一歩」⁹¹⁾であると説明される。

f) 消滅時効の完成猶予

消費者保証法（VGG）は、消滅時効期間経過後3か月の時効の完成猶予を定める。VGG第28条第1項によると、消費者の追完請求権又は代金減額若しくは契約解消に基づく請求権は、事業者の保証責任期間の経過後3か月が過ぎた時に時効によって消滅する。この規定は、消費者の権利追及の実効性を確保する観点から重要な意味をもつ⁹²⁾。

6 おわりに

本稿では、オーストリアにおけるデジタルコンテンツ指令（2019/770/EU）及び物品売買指令（2019/771/EU）の国内法化について検討を行った。オーストリアでは、指令の準則を国内法に転換するために、消費者保証法（VGG）という新たな法律が制定された。今後、この法律の個別規定の解釈をめぐる、学説及び実務における議論が展開されることが予想される。オーストリアにおける法改正後の動向を注視しつつ、本稿を閉じることにしたい。

注

- 1) 参考文献として、Brigitta Zöchling-Jud, Digital Consumer Contract Law And New Technologies: Implementation Of The Digital Content Directive In Austria, Jipitec 2021, 221.
- 2) 政府草案理由書（107/ME XXVII. GP - Ministerialentwurf - Erläuterungen）（以下、Erläuterungenと表記する）の13頁を参照。また、デジタルコンテンツ指令の前文37も参照。
- 3) 古谷貴之「ドイツにおけるEUデジタルコンテンツ指令の国内法化 — 連邦政府法律草案の検討 —」産大法学55巻3・4号（2021年）259頁も参照。
- 4) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 13では、「GDPR第7条（4）の自発性要件の観点から、データ処理への同意を撤回した場合に消費者に否定的な法的結果をもたらすような契約は認められない。例えば、同意が撤回された場合に事業者が履行を免れるという趣旨の合意は、おそらくデータ使用の同意が自発的に行われたものではないという評価になるだろう。契約法上の消費者の同意の撤回が第1項第2号bに基づく契約にどのような影響を及ぼすかは、それぞれの状況に応じた法適用により、ケースバイケースで検討されなければならない。この文脈で考えられる様々な事例をある程度完全にカバーし、一般的な規範レベルでこれらすべての事例に対する適切でバランスの取れた解決策を見出すことはほとんど不可能であるため、例えば事業者の特別な解約権という形での明確な法律上の規定は想定されていない。」としている。
- 5) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 14 f.; また、デジタルコンテンツ指令第3条第5項、及び、物品売買指令第3条第4項も参照。
- 6) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 15-17.
- 7) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 17.
- 8) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 17.
- 9) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 17 f.

- 10) 「アフターサービス」について述べているのは DIRL 第 7 条 (c) のみであり, WKRL 第 6 条 (c) はこれを規定していない。
- 11) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 18.
- 12) 「デジタル給付又はデジタル要素」の「機能の拡張」等を含むことから, ここでいう「アップデート」は「アップグレード」を含む広い意味で理解されるものと思われる。
- 13) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 18.
- 14) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 19.
- 15) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 19 によると, 「客観的に要求される性質 (objektiv erforderliche Eigenschaften)」とは, ABGB 第 922 条第 1 項の意味での「通常要求される性質 (gewöhnlich vorausgesetzten Eigenschaften)」とはほぼ一致するが, 第 6 条は, ABGB のこの用語を使用していない点が重要だとする。すなわち, 「客観的に要求される性質」という新しい用語は, この最低基準が全く新しい概念であることを表現したものである」とされる。
- 16) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 20.
- 17) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 20.
- 18) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 20.
- 19) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 20.
- 20) 例えば, 電子書籍のダウンロードは「デジタルサービスの一回限りの供給」に該当する。また, 新刊の電子書籍をダウンロードするためのリンクを毎週受け取るような場合は「一連の個別の供給」に該当する。「継続的供給」については, 例えば, クラウドストレージの 2 年契約やソーシャルメディアの無期限の会員契約などがこれに該当する。これについては, Erläuterungen, (Fn. 2) S. 21 のほか, DIDL の前文 56, 57 の説明も参照。
- 21) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 20.
- 22) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 21.
- 23) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 21 を参照。ここでは, 売主は「引渡し時」に存する瑕疵について担保責任を負うという伝統的な瑕疵担保責任のパラダイムが修正されている。
- 24) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 21.
- 25) 「説明書の不備」とは, DIRL の前文 52 及び WKRL の前文 34 によれば, 技術的に誤った説明だけでなく, 平均的消費者が使用することが困難な不完全又は不明確な説明がされている場合を含むとされる (Erläuterungen, (Fn. 2) S. 22)。
- 26) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 22.
- 27) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 22.
- 28) **【ABGB 第 1313a 条】**
他人に対して給付義務を負う者は, その法定代理人又は履行のために使用する者の過失 (Verschulden) について, 自己の過失と同様に責任を負う。
- 29) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 22.
- 30) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 22.
- 31) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 22.
- 32) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 23.
- 33) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 23.
- 34) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 23.
- 35) **【ABGB 旧第 933 条】**
(1) 保証の権利は, 不動産の場合は 3 年, 動産の場合は 2 年以内に裁判上行使しなければならない。期間は, 物の引渡し日から, 権利の瑕疵の場合は譲受人が瑕疵を知った日から, 進行を開始する。当事者は, この期間の短縮又は延長を合意することができる。
- 36) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 23 f; WKRL 第 10 条第 5 項では, 加盟国が消滅時効期間のみを維持又は

導入することを認めている。

37) 【ABGB 新第 933 条】

(1) 譲渡人は、物の引渡し時に存する瑕疵について 2 年間、不動産の場合はこの時点から 3 年以内に保証を提供する。事業者は、権利の瑕疵について、物の引渡し時に瑕疵が存するときは、保証を提供する。当事者は、この期間の短縮又は延長を合意することができる。

38) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 24.

39) 【KSchG 旧第 9 条】

(1) 消費者の保証に基づく権利 (ABGB 第 922 条から第 933 条まで) は、瑕疵が判明する前に排除し、又は制限することができない。法定の保証期間を短縮する合意は無効となるが、中古品の譲渡の場合は、これが個別に交渉される限り、保証期間を 1 年に短縮することができる。

(2) 動物の瑕疵に関する ABGB 第 925 条から第 927 条まで及び第 933 条第 2 項の規定は、消費者による購入には適用しない。

【KSchG 新第 9 条】

消費者の保証に基づく権利は、瑕疵が判明する前に排除し、又は制限することができない; 物品の売買又はデジタル給付の供給の場合には、消費者保証法を考慮しなければならない。

40) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 24.

41) 政府草案理由書によれば、この規定の基礎にある WKRL 第 11 条第 3 項の規定には不明瞭な点があり、とりわけ事業者が何を証明すべきかについて解釈上の問題が残っているとされる (Erläuterungen, (Fn. 2) S. 25.)。

42) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 25.

43) 【ABGB 第 1052 条】

引渡しを主張する者は、自己の義務を履行し、又はその履行の提供をしているのでなければならない。先履行義務を負う者も、契約締結時に知る必要のなかった相手方の財産状況の悪化によって反対給付の実現又は確保が危殆化するときは、それが実現又は確保されるまで自己の給付を拒絶することができる。

44) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 28.

45) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 28.

46) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 28.

47) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 28.

48) なお、この規定は、物品売買指令 (2019/771/EU) 第 14 条第 2 項後段を国内法化するものであるが、同条項前段の規定 (「消費者は、物品の修補又は取替えによって不適合が除去されるときは、その物品を売主に提供する。」) は、消費者保護法 (KSchG) 第 8 条第 2 項で国内法に転換されるものとされている。KSchG 第 8 条第 2 項の新旧規定は次のとおりである。

【KSchG 旧第 8 条第 2 項】

事業者は、消費者にとって実現可能であるときは、消費者が物を送付することを求めることができる。ただし、事業者は、送付の危険を負わなければならない。

【KSchG 新第 8 条第 2 項】

消費者は、修補又は交換を行うために瑕疵ある物を事業者に提供しなければならない。事業者は、消費者にとって実現可能であるときは、消費者が物を送付することを求めることができる; ただし、事業者は、送付の危険を負わなければならない。

49) EuGH, Urteil vom 16. Juni 2011, Rechtssachen C-65/09 und C-87/09 (Weber und Putz).

50) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 28.

51) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 29.

52) ABGB 旧第 932 条第 1 項は、「事業者は、瑕疵を理由に、物の修補 (不足分の修正又は追加)、交換、相当な対価の減額 (代金減額) 又は契約の廃止 (解除) を求めることができる。」と規定する。代金

減額の算定方法については、「相対的算定方法 (die relative Berechnungsmethode)」が採用されている (Helmut Koziol, Peter Bydlinski, Raimund Bollenberger (Hrsg.), Kurzkomentar zum ABGB, 5. Aufl. (2017), § 932 Rn. 21 を参照)。なお, GRUG に基づく ABGB 改正により, ABGB 第 932 条第 1 項は, 現在, 「事業者は, 瑕疵を理由に, 物の修補 (不足分の修正又は追加) 若しくは交換, 代金の減額, 又は, 契約の解消を求めることができる。」と規定されている。

- 53) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 29.
- 54) 前掲注 35) も参照。
- 55) 前掲注 52) も参照。
- 56) 前掲注 37) も参照。
- 57) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 30 (「指令によって義務づけられている」) を参照。
- 58) 物品の売買における事業者の履行義務に関しては, 消費者保護法 (KSchG) 第 7a 条に規定が置かれている。
【KSchG 第 7a 条】 (物品に関する契約における履行期)
事業者は, 契約において別段の合意がない限り, 物品を不当に遅延することなく, いかなる場合も契約締結後 30 日以内に提供し, 又は — 物品の送付が合意されるときは — 消費者に引き渡さなければならない。
- 59) この規定は, DIDL 第 5 条第 2 文の規定を国内法に転換することを目的とする (Erläuterungen, (Fn. 2) S. 30)。
- 60) この規定は, DIDL 第 5 条第 2 項の規定を国内法に転換することを目的とする (Erläuterungen, (Fn. 2) S. 31)。
- 61) いかなる場合にデジタル給付が消費者に利用可能又はアクセス可能となるかについて, DIDL の前文 41 も参照。
- 62) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 31.
- 63) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 31.
- 64) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 32.
- 65) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 32.
- 66) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 33.
- 67) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 33.
- 68) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 34.
- 69) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 34.
- 70) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 34.
- 71) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 35.
- 72) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 35; なお, デジタルコンテンツ指令では, 「事業者が契約の終了に関する消費者の決定について通知を受けた日から 14 日以内」 (DIDL 第 17 条第 2 項) と規定されている。
- 73) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 35.
- 74) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 35.
- 75) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 35 f; DIDL の前文 75 も参照。
- 76) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 36; DIDL の前文 75 も参照。
- 77) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 36; DIDL の前文 75 も参照。
- 78) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 36.
- 79) 【KSchG 第 6 条】 (許容されない契約内容)
 - (1) 特に次の各号に掲げる契約条項は, 消費者との関係において, ABGB 第 879 条の意味で拘束力を有しない。
 - 1.-15. 省略
 - (2) 前項の規定は, 事業者が個別に交渉したことを証明しない限り, 次の各号に掲げる契約条項につ

いても適用する。

1-2. 省略

3. 事業者が自己の提供する給付を一方的に変更し、又は排除することができるとする契約条項。ただし、特に、その変更又は排除が、軽微であり、かつ、消費者にとって合理的であることが客観的に正当化されるときは、この限りでない。

4-7. 省略

(3) 省略

- 80) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 36.
- 81) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 37.
- 82) 古谷貴之「ドイツ瑕疵担保法の改革(1) — EU 物品売買指令の国内法化 —」産大法学 55 卷 3=4 号(2022 年) 232 頁, 同「ドイツ瑕疵担保法の改革(2) — EU デジタルコンテンツ指令の国内法化 —」産大法学 56 卷 1 号(近刊予定)も参照。
- 83) 【ABGB 第 933 条】(消滅時効)
- (1) 保証の権利は、不動産については 3 年以内に、動産については 2 年以内に、裁判上行使しなければならない。期間は、物の引渡日から進行を開始するが、権利瑕疵については譲受人が瑕疵を知った日から進行を開始する。当事者は、その期間の短縮又は延長を合意することができる。
- (2) 期間は、家畜の瑕疵については 6 週間とする。期間は、推定期間が存する瑕疵については、その期間の終了後に進行を開始するものとする。
- (3) 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、譲受人は、譲渡人に対して期間内に瑕疵を通知したときは、抗弁による主張を留保する。
- 84) Erläuterungen, (Fn. 2) S. 38.
- 85) 例えば、証明責任の転換期間に関して、WKRL 第 11 条第 2 項は、加盟国に対し、最長「2 年」までの証明責任の転換期間を導入することを認めている。
- 86) なお、VGG には「デジタル給付」といった指令にはみられない特殊な概念が存するが、これは「デジタルコンテンツ」又は「デジタルサービス」の概念を短縮する形で言い換えたものにとらず、指令の完全平準化の趣旨に抵触するものではないと解される。また、VGG 第 20 条第 3 項では、事業者の「追完拒絶権」が定められているが、これも関連する指令の規定(DIDL 第 14 条第 2 項)の趣旨に反するとまでは言えないと思われる。
- 87) DIDL と WKRL の条文を合算した 54 か条の規定が VGG では 30 か条にまで削減(スリム化)されている。この点につき、Zöchling-Jud, (Fn. 1) S. 225 を参照。
- 88) 2021 年 6 月 29 日付けの国民議会通信 816 号(Parlamentskorrespondenz Nr. 816 vom 29.06.2021)も参照。
- 89) 前掲注 37) も参照。
- 90) 前掲注 88) を参照。
- 91) 前掲注 88) を参照。
- 92) 前掲注 88) を参照。

Implementation of the Digital Content Directive and the Sale of Goods Directive in Austria

Takayuki FURUTANI

Abstract

On May 20, 2019, Directive (EU) 2019/770 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services and Directive (2019/771/EU) on certain aspects concerning contracts for the sale of goods were passed in the European Union. Both Directives will be transposed into the law of the EU member states by the end of July 2021 and will apply to contracts concluded after January 1, 2022. In Austria, a new law (Gewährleistungsrichtlinien-Umsetzungsgesetz: GRUG) was passed on July 7, 2021 and was promulgated on September 9, 2021 (BGBl. I Nr. 175/2021) to transport both directives into national law. This paper examines the new law and clarifies its features and significance.

Keywords: European Union, Digital Content Directive (EU) 2019/770, Sale of Goods Directive (EU) 2019/771, Austria, Gewährleistungsrichtlinien-Umsetzungsgesetz

